

建築基準法の道路とは

●法42条1項1号道路

道路法による道路(国道、県道、市道、町道)で、幅員4m以上のものです。ただし、自動車専用道路・高速道路は除きます。

※市の認定幅員は道路側溝を含んでいない場合があります。建築基準法上は水面幅1m以下の道路側溝であれば幅員に含みます。(道路側溝かどうかは道路管理者にお問合せ下さい。紀の川市道路河川課、岩出市土木課他)

●法42条1項2号道路 (いわゆる「開発道路」)

都市計画法、土地区画整理法などにに基づき許認可等を受けて築造した道路で、幅員4m以上のものです。(開発許可については市の都市計画課にお問い合わせ下さい。)

●法42条1項3号道路

「基準時」に既に幅員4m以上の道として存在し、現在に至っているものです。基準時以降に拡幅して4m以上となった道は含まれません。また、この道は公道・私道の別は問いません。

※基準時とは、建築基準法が施行された昭和25年11月23日と当該市町が都市計画区域に指定された時点とのいずれか遅い時点。都市計画区域に指定された日は各市町に確認ください。

●法42条1項4号道路

道路法、都市計画法その他の法律による新設又は変更の事業計画のある道路で、事業者の申請に基づき、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁(和歌山県)が指定したものです。

●法42条1項5号道路 (いわゆる「位置指定道路」)

政令で定める基準に適合する幅員4m以上の道で、それを築造しようとする者からの申請を受けて、特定行政庁がその位置を指定したものです。

●法42条2項道路

1. 8m以上4m未満の幅員で「基準時」に建築物が建ち並んでいる道路。また、この道は公道・私道の別は問いません。

この道路に面している敷地は、基準時の道の中心線から水平距離2mの線を道路の境界線とみなします。中心線から水平距離2m未満にがけや河川等が存在する場合は、これらの境界から水平距離4mの線を道路の境界線とみなします。

2項道路の判定は特定行政庁が行います。判定を希望される場合は、①場所が特定できる地図②道の管理者の特定③管理者等が認めた道路幅員④現況写真⑤公図など調査のうえ、ご相談ください。

○参考○ 和歌山県内 建築基準法取扱い集(令和2年6月) No301

※当内容は都市計画区域内に限る。

紀の川市・岩出市におけるお問い合わせは那賀振興局 建築グループ(TEL0736-61-0030)まで

建築基準法上の道路判定について

那賀振興局
R3年2月作成

